

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人仙道兵太郎の上告趣意は、憲法違反を主張するが、所論のごとき事実があるとしても、これを以て残虐な刑罰を科したものというべからざることは、すでにしばしば判例の示したところである（判例集二巻七号七七七頁）。

よつて刑訴四〇八条、により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二六年一一月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野	毅
裁判官	沢	田	竹治郎
裁判官	斎	藤	悠輔
裁判官	岩	松	三郎